

○鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱

令和元年10月3日告示第85号

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う鹿屋市移住就業支援事業（以下「支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、県のマッチングサイト（かごしま移住就業・起業支援事業実施要領（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）第4の2の規定により開設するサイトをいう。以下同じ。）に登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合、又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において鹿屋市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(対象者の要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年10月3日以後に本市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合（マッチングサイトを経由する場合）

- (ア) 勤務地が原則鹿児島県内に所在すること。また、移住後の就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人に就業する場合は、本市に移住する場合に限り、これを妨げるものではないこと。
- (イ) 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (エ) イの求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- (オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件 県実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月3日以後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以下であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、鹿屋市移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第2号ア及びイの就職に係る就業証明書（別記第2号様式）又は起業支援金の交付決定の写し

(2) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者は、卒業証明書及び東京23区内で勤務した企業等の就業証明書（別記第2号様式）

(3) 第3条第3号のテレワークに係る所属先企業等の就業証明書（別記第6号様式）

(4) 転入後の世帯全員の住民票

(5) 転入前まで住所を有していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票又は戸籍の附票

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めたときは、移住支援金の交付を決定し、その旨を鹿屋市移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式。以下単に「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うこととする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、鹿屋市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、再交付を申請するものとする。

2 前項に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに鹿屋市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（別記第5号様式）により、交付決定者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して支援事業に関する報告を求め、又は当該報告に基づく立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

ウ 第3条第2号の規定により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県実施要領に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。